

矢巾町 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業について

1 事業の内容

全ての妊婦が安心して出産・育児ができるよう、子ども・子育て支援法に基づき「妊婦のための支援給付（経済的支援）」を行っています。「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」と一体的に実施し、妊娠期からの切れ目ない支援を行います。

2 対象者 矢巾町内に住所のある妊婦（医師による胎児心拍の確認が必要）

3 支給額・申請時期

妊婦等包括相談支援事業 (伴走型相談支援)	妊婦のための支援給付 (経済的支援)	
保健師・助産師等による面談	支給額	案内・申請時期
①妊娠届出時	妊婦支援給付 1 回目 5 万円	①妊娠届出時に申請 ^{※1}
②妊娠9か月ころアンケート送付 & 電話連絡 ③赤ちゃん訪問	妊婦支援給付 2 回目 妊娠していることの数×5万円	②出産予定日の8週間前の日以降 ^{※2} 「妊娠後期アンケート」と「胎児の数の届出書」を送付・返送にて申請

※1 妊娠届出前に、流産や人工妊娠中絶等をしている場合でも、流産等の前に医師の胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児の数を証明する診断書等の提示により、妊婦支援給付（2回）を行います。

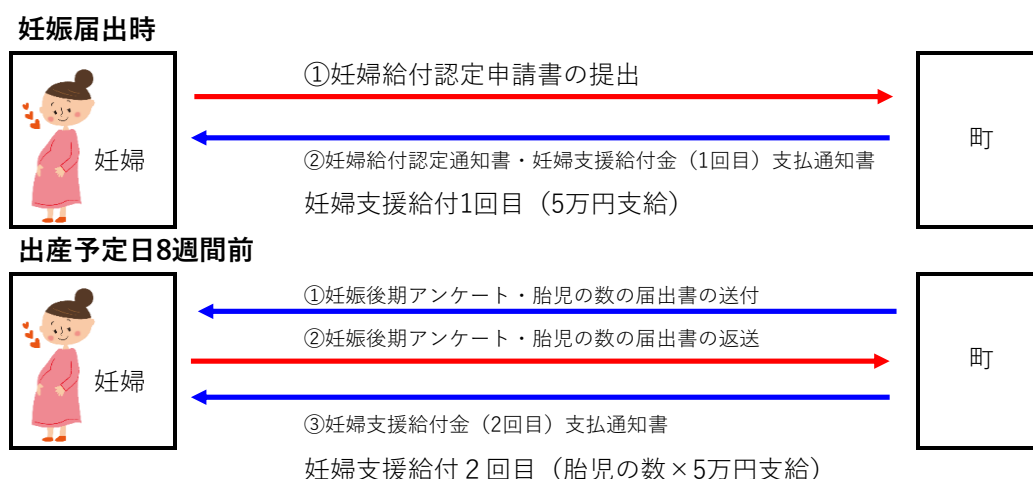
※2 流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等したことが医療機関等において確認された日以降に届け出ることができます。

4 申請期限 次の日にちから2年間（2年間を経過した日の前日まで）

妊婦支援給付 1 回目 医療機関で胎児心拍が確認された日

妊婦支援給付 2 回目 ①出産予定日の8週間前の日 または
②医療機関等において流産等が確認された日

5 給付金の流れ



※妊婦給付認定後に矢巾町外に転出した場合は、矢巾町の妊婦給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には転出先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

※申請書の受理後、審査を行い、支給が決定した方には支払通知書を送付し、その後に指定口座への支給（振り込み）を行います。

【問い合わせ先】
矢巾町子ども家庭課親子すこやか係 電話 019-611-2826